

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る産業廃棄物 収集運搬業許可証の書換えについて（手引き）

1 水銀廃棄物の適正処理に関する新たな対応について

平成 29 年 10 月 1 日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号。）が完全施行されます。これに伴い、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の処理基準等に係る規定が、新たに施行されます。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

- ① 下表に掲げるものが産業廃棄物となったもの。
- ② 下表に掲げるものを材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。（下表の右欄に×印が付された製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品は水銀使用製品産業廃棄物の対象外。ただし、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている場合を除く。）
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。

表 1

項	製品の種類		項	製品の種類	
1	水銀電池		19	顔料	×
2	空気亜鉛電池		20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	21	灯台の回転装置	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
5	H I D ランプ（高輝度放電ランプ）	×	23	水銀抵抗原器	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び H I D ランプを除く。）	×	24	差圧式流量計	
7	農薬		25	傾斜計	
8	気圧計		26	周波数標準機	×
9	湿度計		27	参照電極	
10	液柱形圧力計		28	握力計	
11	弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	×	29	医薬品	
12	圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	×	30	水銀の製剤	
13	真空計	×	31	塩化第一水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		32	塩化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		34	硝酸第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		35	硝酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
備考：					
19 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものだけに限り×印に該当する。					

(2) 水銀含有ばいじん等

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 1 キログラムにつき 15 ミリグラムを超えて含有するもの。
- ② 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1 リットルにつき 15 ミリグラムを超えて含有するもの。

2 「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関して必要な新たな措置平成 29 年 10 月 1 日以降、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を含む産業廃棄物の収集運搬を行うにあたり、次のとおり新たな措置が必要になります。

(1) 業の許可証

取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること。ただし、平成 29 年 10 月 1 日時点でこれらの廃棄物を扱っている場合、変更許可は不要。(後述の「3 許可証の書換えについて」を参照。)

(2) 委託契約書

委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。

(3) マニフェスト

産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。

(4) 廃棄物保管場所の掲示板

産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。

(5) 帳簿

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

(6) 保管

水銀使用製品産業廃棄物を扱う場合、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。

(7) 収集運搬の委託

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の収集運搬の許可を受けた事業者へ委託すること。

(8) 収集運搬

水銀使用製品産業廃棄物を扱う場合、通常の産業廃棄物の措置に加え、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区別して収集・運搬すること。

3 許可証の書換えについて

平成 29 年 10 月 1 日時点で「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を含む産業廃棄物を扱っている場合は、引き続きこれらを取り扱うことができます。この場合、本市への変更許可の申請は不要ですが、改正政令の完全施行に伴う新たな処理基準等の措置については実施する必要があります。

本市では、許可証において「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を含む産業廃棄物の取扱いを明らかにするため、変更届の手続きにより許可証の書換えを行います。本市許可に係る産業廃棄物処理業者であって、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を引き続き取り扱う方は、次に掲げる様式により、本市へ変更届を提出して下さい。

なお、変更届による許可証の書換えを行わない場合は、次回の許可更新時に当該廃棄物の取扱いについて許可証に記載することとなります。

(1) 届出の様式

① 変更届（様式第 11 号）

② 事業計画の概要（第 1 面、2 面、3 面、4 面、5 面、7 面）

(2) 届出の時期

平成 29 年 9 月から産業廃棄物収集運搬業許可証に記載されているの許可の期限までの期間

(3) 提出先

札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階

Tel : 011-211-2927 Fax : 011-218-5105